

基準 7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

7-1-①. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-②. 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1)事実の説明(現状)

7-1-①. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本学園の目的として寄附行為の第3条に「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人類の文化と福祉の進展に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。

また、学則では第2条に「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く知識を授けるとともに、音楽芸術の真理の探究と技術の錬磨を教授研究し、創造性豊かな心を持つ人間形成を図る。もって人類の文化と福祉の発展に寄与する有為な人材の育成を目的とする。」と定めている。

この目的及び社会的使命を達成するために、経営方針を定める「理事会」と教学組織の「教授会」の下で大学の管理運営を行っている。本学園の理事長と学長は同一人物であるがその任に当たっては、理事長は法人を代表し学園の業務を総理し、学長は大学を代表し教授会を取りまとめ校務を司っている。

【法人組織】

管理運営の組織体制については、寄附行為に基づき理事会及び評議員会を置いて、学園の重要な業務執行について審議している。

1) 理事会

寄附行為に基づき理事会を置き学校法人の業務を決定している。理事会の開催は毎年度5月、8月、12月、3月の年4回を定例会議とし、必要な場合は適宜臨時に開催している。理事会が決定する事項の主なものは次のとおりである。

- ① 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)および基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ② 事業計画
- ③ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ④ 寄付行為の変更
- ⑤ 合併
- ⑥ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑦ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑧ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2) 評議員会

評議員会も理事会同様寄附行為に基づき開催している。予算(含む事業計画)、決算(含む事業報告)、寄附行為の変更、その他重要な法人の業務に関するものを、理事会の諮問機関として審議している。開催時期も理事会と同様の毎年度5月、8月、12月、3月の年4回を定例会議とし、必要な場合は適宜臨時に開催している。

3) 常勤理事会

学内に勤務する常勤理事で組織する常勤理事会は理事会決定事項を基本方針に、軽微で緊急性がある事項について審議し業務執行している。

【教学組織】

学則に基づき、教授会が設置されている。教授会を円滑・合理的に運営するために、代議員会を設けている。

1) 教授会

学則に基づき教授会を設置している。本学の教授会の構成員は学長、学部長、教授、准教授、講師、助教の全教育職員と事務局長である。会議の重複性を軽減し議決事項を速やかに遂行出来るように、事務局の各部課長がオブザーバーとして同席している。

教授会は学長が主宰し、構成員の3分の2以上の出席をもって成立としている。定例会議を月1回招集し必要に応じて臨時会議も開催している。

教授会における主な審議事項は次のとおりである。

- ①学則その他諸規程の制定、改廃に関する事項
- ②学科課程に関する事項
- ③学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学及び卒業に関する事項
- ④学生の試験及び演奏等に関する事項
- ⑤学生の賞罰に関する事項
- ⑥学生の団体、活動及び厚生に関する事項
- ⑦教員の人事に関する事項
- ⑧各種委員会に関する事項
- ⑨その他法令に規定されている事項及び教育上必要な事項

2) 代議員会

代議員会は、教授会審議事項の中で比較的軽微で緊急性がある場合に開催し、教授会に代わって先決し学園運営の円滑化を図っている。なお、審議結果は直近の教授会に報告して了承を得るシステムを取っている。構成員は学長、学部長、図書館長、音楽学科長、幼児音楽教育学科長、専攻科長、演奏部長、学生部長、教務部長、広報部長及び事務局長で組織し、必要に応じて当該議案に関係する委員会の委員長、部会主任、総務部長、事務長を同席させることとしている。

7-1-②. 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

法人の役員選出は寄附行為で、学事関係の学長は学長選任規程、役職教員は役職教育職員選出規程で定めている。

1. 法人の役員

法人の役員は、理事と監事からなり定員及び現員は次のとおりである。

理事；定員 8 人、現員 8 人(法人の職員 4 人、学外の有識者 4 人)

監事；定員 2 人、現員 2 人(学外の有識者 2 人)

理事の選任構成は平成音楽大学学長 1 人、評議員のうちから評議員会において選任した 2 人、学識経験者または功労者のうち理事会において選任した 5 人。

監事は、この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て理事長が選任する。理事会において理事のうち 1 人が理事長として選任される。理事長のみが本法人を代表しその業務を総理する。

役員任期は、理事・監事とも 3 年である。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2. 学長等

本学の学長は、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ学校運営に識見豊かな者を、「平成音楽大学学長選任規程」の定めにより選出している。学長の選任に当たっては、あらかじめ理事会が委嘱した学長候補者選考委員会で選考した者を、評議員会と教授会に諮り理事会の決議をもつて選任している。学長の任期は 4 年とし再任を妨げない。

本学の役職教職員の職は、学部長、図書館長、音楽学科長、幼児音楽教育学科長、音楽専攻科長、演奏部長、学生部長、教務部長及び広報部長である。選出にあたっては教授会の構成員の代表からなる「役職教育職員選出準備委員会」で候補者を選出し学長に報告する。学長は是を受けて案を作成し、教授会の審議を経て理事長が任命している。

(2)7-1の自己評価

理事・評議員は、各方面からの意見を聞けるように、学識経験者、学園への功労者、同窓生及び学内者等バランスを図りながら選任している。監事は 2 名で学外の有識者で構成し理事会・評議員会に出席し本学園の財務状況及び理事等の業務執行状況を監視する体制を取っている。

また、本学は理事会と教授会とが連携をとって業務執行が出来るよう「運営委員会」を設けている。座長を理事長・学長が務め、学部長兼理事、事務局長兼理事、学長補佐兼理事と音楽学科長、幼児音楽教育学科長及び庶務課長で構成している。教授会や事務局など学内外からの提案や問題点など、理事会と教授会との風通しを良くし、事がスムーズに且つ迅速に対応できるシステムは本学独自のもので評価できる。

(3)7-1の改善・向上方策(将来計画)

本学園における理事会、評議員会の運営、並びに本学における学長の諮問機関としての運営委員会、また、教授会及び下部組織である各種委員会等は民主的に運営されている。しかし、18才人口の減少と社会経済の冷え込むなかでの大学の経営については、安心できる状況にはない。理事会や運営委員会だけの問題でなく理事、教員、事務職員の一人一人が危機意識を高め、全学共通の認識の基に改善に励まなければならない

らない。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2の視点》

7-2-①. 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1)事実の説明(現状)

7-2-①. 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

理事会には理事として学長職・学部長職の教授及び事務局長、学長補佐が出席しており、管理部門の意思は十分に教学部門(教授会等)に反映され、教学部門の意思も管理部門に反映される体制をとっている。

また運営委員会は、理事会・評議員会の議題及び教授会議題等について検討する会議体として随時開催されており、加えて管理部門(理事会)と教学部門(教授会)の協議・調整の場として重要な機能を担っている。また教授会の定例会議には理事長・学長、事務局長及び事務局の課長以上の者が出席し意見を述べるできるようになっている。

(2)7-2の自己評価

以上のとおり、管理部門と教学部門の連携を保つための体制は整備されており、相互の連携を保つうえで重要な機能を有する運営委員会議においても管理部門と教学部門の活発な意見の交換が行われている。

(3)7-2の改善・向上方策(将来計画)

学長は、教学面について大学の意見をまとめ、必要に応じて運営委員会に諮り、諸問題に対する検討を提言している。また、学長は理事長として学園の意思決定に参画し、管理部門と教学部門の機能分担が円滑になされるべく努めている。

理事会には理事、監事以外に学長職、学部長職、事務局長職、学長補佐職の理事が出席しており自由に意見を述べている。したがって管理部門の意思は十分に教学部門(教授会等)に反映され、教学部門(教授会等)の意思も管理部門に反映され、現在の管理部門と教学部門の関係は問題なく機能している。今後も学長を頂点とする教育運営組織の充実と法人組織との連携に努めていく。

7-3. 自己点検・評価等のための恒常的な体制が確立され、その結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

《7-3の視点》

7-3-①. 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上をはかるために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

7-3-②. 自己点検・評価の結果が教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

7-3-③. 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

(1) 事実の説明(現状)

7-3-①. 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上をはかるために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

大学設置基準の改正に伴う大学の大綱化は、自己点検を通して本学の特徴を明らかにし、大学運営の質を高めるために自助努力をすることが、大学の発展に繋がると述べている。

本学では改正後早速「自己点検・評価委員会」を設置した。当初は理事・教職員の一部にアンケート調査を行い実情を把握・確認し、改善すべき事項が浮上した場合は教授会又は理事会で検討し改善していく方法をとっていた。

しかし、平成 18(2006)年度から教育研究活動の改善及び水準の向上を図る為に、深く実態を把握し改善検討を図るために、次の 3 つのワーキンググループを立ち上げた。

1. 「公開授業」＝互いの授業を観察し、授業の組み立て方や指導法について学び合って自分の授業改善に生かす。授業検討会を実施することで大学全体の課題を共有し、授業改善へ繋げる。
2. 「授業評価」＝学生にアンケートを行い、その結果を分析することによって、授業改善の手がかりとする。また、結果を各コース(部会)で検討することで問題を共有し、大学全体の授業の改善に役立てる。
3. 「G P A」＝学生への履修指導を徹底すると共に学生の成績がもとなるあらゆる制度の基準、奨学金制度の基準、卒業時の表彰、退学勧告、就職推薦、卒論配属等を明確化する。

7-3-②. 自己点検・評価の結果が教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につながる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

管理部門(理事会)の自己点検・評価の結果については、年間行事や事業を含む予算調整ヒヤリング等において改善・向上を目指している。教学部門(教授会)の学生の授業評価、公開授業及びG P Aについては、その後以降の授業内用等の改善に役立っている。

7-3-③. 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

自己点検・評価の法人関係部門については、毎年、学園広報誌「平成ミュージックタイムス」に「事業報告書」「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」及び「財産目録」を掲載し公表している。学事関係部門については、F D 報告書に「授業公開」「授業評価」「G P A」等について調査集計して、評価を付けた印刷物を作成し、関係者へ配布している。また、図書館に備え付けていつでも誰でも閲覧できるようにしている。

(2) 7-3の自己評価

「公開授業」において、各自が前年の経験を踏まえて他の授業を参観することは、授業改善のヒントにもつながり、そのことで創意工夫した授業を展開する努力が見受けられる。公開授業ということで、実技系においてはいつもより学生の予習が徹底していて授業が進めやすかったという評価がある。一方講義系では授業内容を盛り込みすぎて時間が足りなかったという反省点も見い出すことができた。

学生による「授業評価」は、前年同様教育評価研究所に依頼して、学生自身の欠席、遅刻、予習・復習等の9項目と授業の早さや説明の分かりやすさ等についての12項目の合計21項目の評定平均値を取った。極めて良い、良好、概ね良好が17項目で結果としては良好であった。しかし、改善の余地あり、様々な配慮が望まれるが4項目あった。これをどう改善していくかが今後の課題である。

「GPA」については、教務課と教務委員会が共同で作業を進め、1・2年生のGPAの平均値を算出し、考察した結果、GPAを導入したことにより、より細やかな履修指導が可能になった。

(3) 7-3の改善・向上方策(将来計画)

「公開授業」においては、授業参観する教員の授業が公開授業と重なるため参観者が少なく、授業検討会が充実していない。公開授業の時間調整を行い検討会の充実を図る。本学の特徴として個人指導(個人レッスン)が多く、楽器等によっては非常勤講師に委ねている授業もあるので非常勤講師にも公開授業の実施と他教員の授業参観を呼びかけ公開授業の効果を上げていく。

学生による「授業評価」については、本学の独自性でもある少人数クラス授業や個人レッスンについては学生と教員との1対1の関係から遠慮等も働き正確なアンケートが出にくい状況がある。また、アンケート調査結果を個人単位だけでなく、コース(部会)単位でも評価し、結果をコースで共有して改善していくことも、さらに、おしすすめたい。

【基準7の自己評価】

本学の目的及び社会的使命を達成するために、「理事会」が経営方針を定め、理事長が法人を代表し学園の業務を総理する。また、「教授会」で教育業務の方針を審議し、学長が大学を代表し校務を司っている。その理事会と教授会の連携を「運営委員会」が取り持ち経営と教育の両輪が保たれスムーズな学校運営がなされているので、管理運営体制及び管理部門と教学部門の連携は適切になされていると判断する。理事・評議員・監事の選出については、寄附行為に明確に選出方法等が定められており、その定めに従って選出しているのでなんら問題はない。

教育研究活動の改善及び水準の向上のための自己点検・評価活動については、三つのワーキンググループに分けて調査・検討して大方は良好との評価を得ることが出来た。しかし、改善の余地がある項目も見い出せた。

【基準7の改善・向上方策(将来計画)】

大学の目的及び社会的使命を達成するために、教授会及び理事会等の管理運営体制の更なる整備を進め、適切に機能して行くように努めると共に、基準7の中で(3)7-1において記載した改善、向上策の実現に努力していく。

管理部門と教学部門の連携については、更に機能分担が円滑になされるべく検討し改善に努めていく。

自己点検の方法や評価の扱い方については、まだまだ改善すべき内容が出てきている。それぞれに改善し、その結果を学園の運営に反映出来るよう検討努力していく。

平成音楽大学